(k)　被供与国において計画の実施に従事する者の安全を確保すること。

(l)　生産物又は役務の供給に関連してその役務が必要とされる日本国又は第三国の自然人に対し、その作業の遂行のため被供与国への入国及び被供与国における滞在に必要な便宜を与えること。

(m)　計画の実施に必要な全ての経費（贈与及びその利子によって負担されるものを除く。）を負担すること。

(n)　計画の完了後、日本国政府に対して計画に関する最終報告書を提出すること。

(o)　生産物又は役務に関する秘密情報を適切に保護すること。

(2)　被供与国政府は、日本国政府に対し、贈与及びその利子並びに生産物又は役務に関する必要な情報を提供する。

(3)　被供与国政府は、生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることがあるいかなる制限を課することも差し控える。

(4)　被供与国政府は、日本国政府が行う生産物又は役務の状況（生産物又は役務が(1)(e)の規定に従って使用されているかどうかを含む。）を確認するためのモニタリング及び計画に関する情報の開示のために協力し、及び必要な措置（生産物又は役務に関する必要な情報の提供及び現場への立入りの許可を含む。）をとる。

6　この了解は、両政府の関係当局間の協議により合意される手続細目に従って実施される。

7　被供与国政府は、この了解に適合しない行為を禁止し、及び防止するために必要な措置をとるものとし、そのような行為が発見された場合には、適当な期間内に是正措置をとる。

8　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び被供与国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百十五号**

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第二項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十五号により指定法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

二千二十六年七月十九日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国

副首相兼国防大臣　ティア・セイハー閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年七月十九日にプノンペンで

カンボジア王国

副首相兼国防大臣　ティア・セイハー

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志閣下

**○外務省告示第二百六十二号**

令和八年七月十六日にリヤド（サウジアラビア）で、イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

令和八年八月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　中島洋一在イエメン大使

世界食糧計画側　エルキディール・ダールム在イエメン事務所代表

**○厚生労働省告示第三百十六号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第二項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十四号により指定法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百十七号**

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第三項の規定に基づき、令和三年厚生労働省告示第三百十六号により同条第一項の規定による国民年金基金がその業務の一部を委託することができる法人としての指定について公告したみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社の指定を、令和八年七月二十九日付けで取り消したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百十八号**

確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第六十七条第一項の規定により事業主等が受託業務を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百十九号**

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第一項の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第二十九条第二項の規定により存続厚生年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第三項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百二十号**

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第一項の規定により国民年金基金がその業務の一部を委託することができる法人として、令和八年七月二十九日付けで次のものを指定したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　株式会社みずほ銀行

主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番五号

厚生労働大臣　上野賢一郎

**○厚生労働省告示第三百二十一号**

国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第二十条第二項の規定により国民年金基金がその業務のうち申出受理業務のみを委託することができる法人として、令和八年十月一日付けで次のものを指定したので、同条第四項の規定に基づき公告する。

令和八年八月十七日

名　　称　奈良県商工会連合会

主たる事務所の所在地　奈良県奈良市西大寺南町八番三十三号